

本市の水道料金に関する基礎情報

1. 水道料金を取り巻く状況

本市の上水道料金については、昭和59年度の改定以来、約40年間現行料金を維持してきました。

その間、拡張事業による給水区域の拡大や、点在していた簡易水道を吸収統合したことで、一時、水需要は増加したものの、近年は、人口減少や節水機器の普及などを要因として水需要は減少し、水道料金収入も減少傾向にあります。また、核家族化の進展や単身世帯の増加により、1戸あたりの使用水量が減少するなどの、水の利用に関する構造の変化も生じています。

こうした状況の中、今後も継続して質の高いサービスを市民に提供するためには、水道料金収入を安定的に確保していく必要があります。令和2年度に策定した「井原市水道事業経営戦略」を踏まえ、令和3年度において水道料金の改定について検討することとしました。

2. 井原地区の上水道料金の推移

昭和56年3月に上水道第2次拡張事業が完了したことから、昭和56年度に旧井原市内の上水道及び各簡易水道を事業統合し、水道料金については、昭和56年度から59年度までの4年間で段階的に改定し、現在の基本料金1,400円（税抜）へ統一しました。

	改定前	S56年度	S57年度	S58年度	S59年度
第2次拡張区域	—	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
旧上水道区域	450円	800円	950円	1,150円	
岩野簡易水道	224円	500円	700円	950円	
川附簡易水道	518円	900円	1,050円	1,200円	
木之子簡易水道	181円	450円	650円	950円	
西江原簡易水道	200円	450円	650円	1,000円	
神代簡易水道	343円	600円	800円	1,050円	
高屋簡易水道	300円	550円	700円	950円	

※ 昭和57年4月1日に給水を開始した賀山簡易水道については、昭和63年度までは水道料金（2,400円）を据え置き、平成元年度から1,400円に統一。

※ 平成元年4月 才児簡易水道を上水道へ統合

※ 平成3年6月 野上簡易水道給水開始。料金は上水道料金と同額。

※ 平成4年6月 青野簡易水道給水開始。料金は上水道料金と同額。

※ 消費税による改定（税抜価格は変更無し）

①平成 元年：消費税 3% 1,400円（税抜）、1,450円（税込）

②平成 9年：消費税 5% 1,400円（税抜）、1,470円（税込）

③平成26年：消費税 8% 1,400円（税抜）、1,512円（税込）

④令和 元年：消費税10% 1,400円（税抜）、1,540円（税込）

3. 芳井及び美星地区の簡易水道料金の推移

芳井及び美星地区の簡易水道料金については、合併時の協議において、それぞれの市町の計画に基づく施設整備が完了するまで「当分の間現行のまま」とし、旧芳井・美星町時代の料金を引き継ぎました。

現在までの間、美星地区においては、地区内の美星・宇戸谷・水名の3簡易水道を平成29年度に事業統合し、水道料金については美星簡易水道の料金に統一しました。

芳井地区については、平成25年度から30年度にかけて、基幹施設と基幹管路の更新を行い、整備が完了した段階で、水道料金を上水道と同じ水準に改定したいと考えていました。

最終的には、1市1水道を目指す中で、上水道事業と簡易水道事業を事業統合し、水道料金についても統一することとしていました。

4. 本市水道料金が抱える課題

1) 水道料金の地域間格差

本市の水道料金は、井原地区の上水道料金と芳井・美星地区の5つの簡易水道ごとに料金を設定しており、5倍以上の格差が生じています。

<料金表：1ヵ月>

水道区分	用途	基本水量	基本料金 (税込)	超過料金 (1 m ³ 、税込)	使用水量による比較	
					10 m ³ 使用	20 m ³ 使用
上水道	一般用	10 m ³	1,540 円	154 円	1,540 円	3,080 円
中央簡水	一般用	10 m ³	858 円	83.6 円	858 円	1,694 円
種花滝簡水	一般用	8 m ³	638 円	72.6 円	783 円	1,509 円
川町簡水	一般用	8 m ³	429 円	51.7 円	532 円	1,049 円
高原簡水	一般用	5 m ³	753.5 円	146.3 円	1,485 円	2,948 円
美星簡水	一般用	10 m ³	2,750 円	220 円	2,750 円	4,950 円

最大:最小格差 5.2 倍

4.7 倍

2) 将来にわたり水道事業を安定的に継続するための料金水準

本市の上水道料金については、約40年間現行料金を維持しており、財政収支上においても、妥当な料金水準であったと考えています。

しかし今後は、人口減少などを要因とする水道料金収入の減少が懸念される中で、施設の老朽化に伴う更新需要は増大し、さらに、地震や大雨などのさまざまな危機管理対策の充実といった、今までとは異なる環境変化への対応も求められています。

令和2年度に策定した「井原市水道事業経営戦略」において、上水道事業と簡易水道事業の事業統合後の財政シュミレーションを実施し、仮に、上水道事業の現行料金に統一した場合、10年後の安定経営を図るためには、15.8%の引き上げが必要であると試算しました。

3) 料金体系のあり方

我が国の水道料金の体系は、用途別水道料金、口径別水道料金及び単一水道料金に大別されます。

- ・用途別水道料金 家事用、営業用、工場用など用途別に料金を決める方式
- ・口径別水道料金 給水装置の口径に応じて料金を決める方式
- ・単一水道料金 すべてについて単一の料金とする方式である。

本市の料金体系は、上水道事業は、一般用と浴場営業用との2区分による用途別水道料金制、簡易水道事業は、単一水道料金制を採用しています。

(参考) 水道事業の料金体系：用途別料金制

種別	用途	基本料金（1月につき）			超過料金（1立方メートルにつき）
		水量	単位	料金	
専用栓	一般用	10	立方メートル	1,540円	154円
	浴場営業用	100	〃	7,700円	77円
共用栓	一般用	10	〃	1,540円	154円

(参考) 簡易水道事業の料金体系：単一料金制

簡易水道別	基本料金（1月につき）			超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	単位	料金	
中央簡易水道	10	立方メートル	858円	83.6円
種花滝簡易水道	8	〃	638円	72.6円
川町簡易水道	8	〃	429円	51.7円
高原簡易水道	5	〃	753.5円	146.3円
美星簡易水道	10	〃	2,750円	220円

○料金体系における課題

- ・本市の現在の料金体系については、水道の利用実態や利用構造と一部乖離が生じている。
(基本料金内での利用が約40%、核家族化の進展・・・基本水量)
- ・安定した水道料金の確保につながる料金体系
- ・上水道と簡易水道の料金統一に向けた新料金体系

○料金体系における論点

- ・基本水量の廃止
- ・用途別から口径別への移行
- ・基本料金と従量料金の割合
- ・従量料金の累進（均一料金から逦増料金）